

県立学校法律相談・研修活用事業(スクールロイヤー制度)について

県立学校教育課

1 概要

県立学校において、法的側面からのいじめの予防教育や生徒指導に関する学校や保護者からの法的相談等に対処するため、法律の専門家(以下「スクールロイヤー」という。)の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う事業である。なお、県教育委員会と沖縄弁護士会は8月に協定を結び、9月より本事業が開始された。

2 制度導入の必要性

- (1) 法的対応が必要な生徒指導上の問題やいじめ事案、保護者や周辺地域からの訴えに対して、法律の専門家である弁護士の知識・経験に基づく指導・助言を受ける機会を整備することで、生徒の最善の利益を図るとともに、学校の対応力の向上に資するため。
- (2) 法律の専門家による人権教育を進めることによって、いじめの防止対策に資するため。

3 事業体制

- (1) 県教育委員会と沖縄弁護士会が協定を締結し、弁護士会が推薦した弁護士を県内6地区にスクールロイヤーとして配置する。
- (2) 学校は、法律相談や研修等について、県教育委員会の承認を得て、スクールロイヤーから指導・助言を受ける。
- (3) 県教育委員会は、法律相談等で指導・助言を受けた学校及びスクールロイヤーから報告を受ける。

【参考】

